

第三セクター等について地方公共団体が有する財政的リスクの状況に関する調査結果の概要
(令和4年3月31日時点)

- 第三セクター等は、地域住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担う一方で、経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。
- 総務省では、第三セクター等について地方公共団体が有するこのような財政的リスクの状況の「見える化」を推進するため、地方公共団体が一定の関与をしている、以下の第三セクター等について、その財務状況や地方公共団体の財政的支援の状況について毎年度調査し、その結果を地方公共団体・第三セクター等別に公表しています。
- 今回の調査は、各第三セクター等に係る令和4年3月31日までに終了した事業年度の決算データ（以下「令和3年度決算データ」という。）に基づくものです。

- ① 地方公共団体が損失補償、債務保証又は貸付け（長期・短期）を行っている法人
- ② 債務超過法人（事業の内容に応じて時価で評価した場合に債務超過になる法人を含む。）であって、当該地方公共団体の出資割合が25%以上の法人
- ※①と②の法人は重複する場合があります。

- なお、①や②のうち、特に地方公共団体に相当程度の財政的リスクが存在する以下の第三セクター等に関しては、当該第三セクター等と関係を有する地方公共団体に対し、経営健全化方針の策定と、それに基づく取組の着実な実施を要請しています。
- （「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」（平成30年2月20日付け総財公第26号）及び「第三セクター等の経営健全化方針の策定と取組状況の公表について」（令和元年7月23日付け総財公第19号）。以下「経営健全化方針策定通知」という。）

- I 債務超過法人
- II 実質的に債務超過である法人
- a 事業の内容に応じて時価で評価した場合に債務超過になる法人
- b 土地開発公社のうち、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上の公社
- III 当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付けの合計額の比率が、当該地方公共団体の実質赤字比率の早期健全化基準相当以上の法人

調査結果の概要

1. 調査対象の第三セクター等

- 調査対象となる第三セクター等は、令和3年度決算データに基づく、1,082 法人（前年度比 44 法人の減）であり、内訳は、第三セクターが 665 法人（同 22 法人の減）、地方三公社が 417 法人（同 22 法人の減）となっています。

法人分類	調査対象								
	① 地方公共団体が損失補償、債務保証又は貸付（長期・短期）を行っている法人			② 債務超過法人（事業の内容に応じて時価で評価した場合に債務超過になる法人を含む。）であって、当該地方公共団体の出資割合が25%以上の法人			合計 (①、②の重複を除く。)		
	R3 法人数	R2 法人数	法人数の 増減	R3 法人数	R2 法人数	法人数の 増減	R3 法人数	R2 法人数	法人数の 増減
第三セクター	554	564	▲10	208	212	▲4	665	687	▲22
社団・財団法人	251	257	▲6	21	20	1	258	264	▲6
会社法人	303	307	▲4	187	192	▲5	407	423	▲16
地方三公社	416	438	▲22	33	36	▲3	417	439	▲22
地方住宅供給公社	26	26	0	6	6	0	26	26	0
地方道路公社	22	26	▲4	1	2	▲1	22	26	▲4
土地開発公社	368	386	▲18	26	28	▲2	369	387	▲18
合計	970	1,002	▲32	241	248	▲7	1,082	1,126	▲44

2. 経営健全化方針の策定要件に該当する第三セクター等

- 1のうち、経営健全化方針の策定要件に該当する第三セクター等は、281 法人（前年度比 21 法人の減）であり、調査対象の第三セクター等の 26.0%（同 0.8 ポイントの減）を占めています。内訳は、第三セクターが 224 法人（同 9 法人の減）、地方三公社が 57 法人（同 12 法人の減）となっています。

法人分類	経営健全化方針の策定要件に該当する第三セクター等								
	調査対象の第三セクター等			I 債務超過法人			II 実質的に債務超過である法人 a 事業の内容に応じて時価で評価した場合に債務超過になる法人		
	R3 法人数	R2 法人数	法人数の 増減	R3 法人数	R2 法人数	法人数の 増減	R3 法人数	R2 法人数	法人数の 増減
第三セクター	665	687	▲22	213	218	▲5	2	2	0
社団・財団法人	258	264	▲6	21	20	1	0	0	0
会社法人	407	423	▲16	192	198	▲6	2	2	0
地方三公社	417	439	▲22	30	30	0	3	6	▲3
地方住宅供給公社	26	26	0	6	6	0	0	0	0
地方道路公社	22	26	▲4	1	2	▲1	0	0	0
土地開発公社	369	387	▲18	23	22	1	3	6	▲3
合計	1,082	1,126	▲44	243	248	▲5	5	8	▲3
(調査対象に対する割合)	(100.0%)	(100.0%)	—	(22.5%)	(22.0%)	—	(0.5%)	(0.7%)	—

法人分類	経営健全化方針の策定要件に該当する第三セクター等								
	II 実質的に債務超過である法人 b 土地開発公社のうち、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上の公社			III 当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付けの合計額の比率が、実質赤字比率の早期健全化基準相当以上の法人			計 (I～IIIの重複を除く。)		
	R3 法人数	R2 法人数	法人数の 増減	R3 法人数	R2 法人数	法人数の 増減	R3 法人数	R2 法人数	法人数の 増減
第三セクター	0	0	0	10	14	▲4	224	233	▲9
社団・財団法人	0	0	0	9	12	▲3	30	32	▲2
会社法人	0	0	0	1	2	▲1	194	201	▲7
地方三公社	14	17	▲3	23	33	▲10	57	69	▲12
地方住宅供給公社	0	0	0	0	0	0	6	6	0
地方道路公社	0	0	0	3	3	0	4	5	▲1
土地開発公社	14	17	▲3	20	30	▲10	47	58	▲11
合計	14	17	▲3	33	47	▲14	281	302	▲21
(調査対象に対する割合)	(1.3%)	(1.5%)	—	(3.0%)	(4.2%)	—	(26.0%)	(26.8%)	—

注1：同じ法人に対して複数の地方公共団体が財政的支援や出資を行っている場合、法人1件として計上している。

注2：表中I～IIIは、経営健全化方針の策定要件である。一つの法人がI～IIIの複数の要件に該当する場合、I～IIIそれぞれに1件として計上している。

注3：表中IとIIaの法人数には、1の①で調査対象となり該当する法人も含まれる場合があるため、表中IとIIaの法人数の合計と1の②の法人数は必ずしも一致しない。

3. 経営健全化方針の策定を要する地方公共団体

○ 2の第三セクター等と関係を有する地方公共団体は、経営健全化方針策定通知に基づく経営健全化方針の策定が必要です。

○ 経営健全化方針の策定が必要な団体数は次のとおりです。

I 債務超過法人：263 団体（前年度比 5 団体の減）

II 実質的に債務超過である法人

a 事業の内容に応じて時価で評価した場合に債務超過になる法人：5 団体（同 3 団体の減）

b 土地開発公社のうち、債務保証等の対象となっている保有期間が 5 年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の 10%以上の公社：15 団体（同 2 団体の減）

III 当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付けの合計額の比率が、実質赤字比率の早期健全化基準相当以上の法人：38 団体（同 13 団体の減）

以上の合計（I～IIIの重複を除く。）は、延べ 306 団体（前年度比 20 団体の減）となっています。

法人分類	経営健全化方針の策定を要する地方公共団体								
	調査対象の第三セクター等と関係を有する地方公共団体			I 債務超過法人			II 実質的に債務超過である法人		
	R3 団体数	R2 団体数	団体数の増減	R3 団体数	R2 団体数	団体数の増減	R3 団体数	R2 団体数	団体数の増減
第三セクター	758	780	▲22	233	238	▲5	2	2	0
社団・財団法人	300	308	▲8	34	34	0	0	0	0
会社法人	458	472	▲14	199	204	▲5	2	2	0
地方三公社	439	463	▲24	30	30	0	3	6	▲3
地方住宅供給公社	30	30	0	6	6	0	0	0	0
地方道路公社	27	30	▲3	1	2	▲1	0	0	0
土地開発公社	382	403	▲21	23	22	1	3	6	▲3
合計 (調査対象に対する割合)	1,197 (100.0%)	1,243 (100.0%)	▲46 —	263 (22.0%)	268 (21.6%)	▲5 —	5 (0.4%)	8 (0.6%)	▲3 —

法人分類	経営健全化方針の策定を要する地方公共団体								
	II 実質的に債務超過である法人			III 当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付けの合計額の比率が、実質赤字比率の早期健全化基準相当以上の法人			計 (I～IIIの重複を除く。)		
	R3 団体数	R2 団体数	団体数の増減	R3 団体数	R2 団体数	団体数の増減	R3 団体数	R2 団体数	団体数の増減
第三セクター	0	0	0	10	14	▲4	244	253	▲9
社団・財団法人	0	0	0	9	12	▲3	43	46	▲3
会社法人	0	0	0	1	2	▲1	201	207	▲6
地方三公社	15	17	▲2	28	37	▲9	62	73	▲11
地方住宅供給公社	0	0	0	0	0	0	6	6	0
地方道路公社	0	0	0	7	7	0	8	9	▲1
土地開発公社	15	17	▲2	21	30	▲9	48	58	▲10
合計 (調査対象に対する割合)	15 (1.3%)	17 (1.4%)	▲2 —	38 (3.2%)	51 (4.1%)	▲13 —	306 (25.6%)	326 (26.2%)	▲20 —

注1：同じ法人に対して複数の地方公共団体が財政的支援や出資を行っている場合、当該地方公共団体ごとに1団体として計上している。

注2：同一地方公共団体が複数の法人に対して財政的支援や出資を行っている場合、当該法人ごとに1団体として計上している。

注3：表中I～IIIは、経営健全化方針の策定要件である。一つの法人がI～IIIの複数のに該当する場合、I～IIIそれぞれに1件として計上している。